

国の補助金

蛍光灯器具、水銀灯器具をお使いの施設は必見！

LED照明の導入に活用できる

省エネ・脱炭素 関連補助金

LED照明の導入に活用できます！



東芝ライテック製

全国のLED照明に関する補助金情報はコチラ

補助金 東芝ライテック 検索

商品を選び方は？

必要な書類は？



不明点はお気軽に
お問い合わせください



国の公募情報

●予算上限に達し次第受付終了する事業が含まれます。●「先行情報」に関しては、未定情報が含まれます。●詳細条件に関しては、公募要項をご確認ください。●黄色のハイライトは新規追加情報です。

事業名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
令和6年度補正事業 脱炭素ビルリノベ事業	2025年 11月28日 23:59締切まで	●設備費：照明設備 制御機能付きLED照明器具。LED照明器具本体、それらの制御機器（管球のみは補助対象外） ●工事費	【定率】1/3。設備費及び工事費の合計額に対する補助率1/3 ※定額補助金額は設備費と工事費を考慮した金額 【上限額】1事業あたり10億円	a. 民間企業 b. 個人事業主 c. 独立行政法人 d. 地方独立行政法人 e. 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 f. 社会福祉法人 g. 医療法人 h. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 i. 地方公共団体 j. その他環境大臣の承認を得てSIIが適当と認める者
令和6年度補正 省エネルギー投資促進 支援事業費補助金	<3次公募> 2025年 9月24日 17時まで	●設備費 制御機能付きLED照明器具	【補助率】1/3以内 【上限額】1億円/事業全体	中小企業、大企業、その他
令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業	<単年度事業>ら 2025年 10月31日 17時まで <複数年度事業> 2025年 8月13日から 2026年 1月13日 17時まで	(I)工場・事業場型 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 ※オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象。 ●設計費・設備費・工事費	【補助率】 <中小企業者等：一般枠>1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業1/3以内 <中小企業者等：中小企業投資促進枠>【補助率】1/2以内 ※投資回収年数5年未満の事業1/3以内 <大企業・その他：一般枠>【補助率】1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業1/4以内 【上限額】 <単年度：一般枠>15億円 <単年度：中小企業投資促進枠>15億円	国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
脱炭素成長型 経済構造移行 推進対策費補助金 (Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO ₂ 設備投資促進事業)	令和7年 12月19日 17時まで	●中小企業が既存照明の取替により導入する LED 照明設備 ●LED の取替は単体では補助対象外とするが、中小企業に限り主要設備の導入と併せて導入する制御機能付き LED は補助対象。 ●LED 照明器具本体、それらの制御機器（管球のみは補助対象外）。 ●工事費、設備費、業務費、事務費	【補助率】1/2 【上限額】 主要設備として導入する設備の補助額	代表企業（バリューチェーンを構成する複数の連携企業と連携） 1)民間企業 2)独立行政法人 3)地方独立行政法人 4)国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 5)社会福祉法人 6)医療法人 7)協同組合等 8)一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 9)その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者 10)地方公共団体1)から9)のいずれかとの共同申請者であって、1)から9)いずれかと建物と共同所有する場合に限る。）

東芝ライテック株式会社

事業名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
MICE施設の 受入環境整備事業	令和7年 9月30日 15時まで ※事前相談必須	[1]新たな国際MICE開催ニーズ への対応 (2)サステナビリティへの対応 (例)LED照明機器の整備等	【補助率】 補助対象経費の1/2以内 【上限額】2,000万円	国際会議等の誘致の促進及び開催の 円滑化等による国際観光の振興に関 する法律施行規則第四条の基準を満 たし、かつ、ICCA基準を満たす国際 会議の誘致・開催実績のある会議場 施設等の所有者又は運営管理者
令和6年度補正予算 中小企業等エネルギー 利用最適化推進事業費 (地域エネルギー利用 最適化・省エネルギー 診断拡充事業)	2025年 9月30日まで	●ウォークスルー診断 ●IT診断 ●伴走支援	診断料は内容により異なる	省エネ診断・伴走支援の申込時点で、 中小企業基本法に定める中小企業者 (下表の各区分において、A又はBの いずれかの条件に該当する法人・個人 事業主)。又は、会社法上の会社に該 当しないもので、前年度もしくは直近 1年間のエネルギー使用量(原油換算 値)が1,500kl未満の事業所。 ※中小企業者であり、年間のエネルギー使 用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業 所である場合、SIIが提供する「みなし大企 業に該当しないことの宣誓書」を提出するこ とで受診が可能。
令和6年度二酸化炭素排出 抑制対策事業費等補助金 (工場・事業場における先 導的な脱炭素化取組推進 事業(SHIFT事業)) 省CO2型設備更新支援C (中小企業事業)	<六次公募> 令和7年9月末日 (予定)まで	●CO2削減計画に基づき、省 CO2型設備等への更新を行う事 業であること。 ●補助事業を行うために必要な 工事費(本工事費、付帯工事費、機 械器具費、測量及試験費)、設備費、 業務費及び事務費	補助対象経費に対し、以下の式 (A)および式(B)で計算される金 額のうち、いずれか低い額。 【上限額】50,000,000 円(た だし、補助金額は 1,000,000 円 以上)。 (A)[年間 CO2 削減量]×[法定 耐用年数]×[7,700 円/t- CO2](円) (B)[補助対象経費※]×1/2(円) 年間 CO2 削減量1/2を超えた ために当該設備の CO2 削減量 を1/2以下に修正した場合の補 助対象経費は、次の計算によりま ず。 [補助対象経費] =[LED 照明設備・再生可能エ ネルギー設備以外の補助対象経費] +[LED 照明設備・再生可能エ ネルギー設備の補助対象経費] × [全 CO2 削減量の 1/2 以下に 修正した LED 照明設備・再生可 可能エネルギー設備の CO2 削 減量] ÷ [修正前の LED 照明設 備・再生可能エネルギー設備の CO2 削減量]	(1)民間企業のうち中小企業者(個人、 個人事業主を除く) (2)独立行政法人 (3)地方独立行政法人 (4)国立大学法人、公立大学法人及び 学校法人 (5)社会福祉法人 (6)医療法人 (7)特別法の規定に基づき設立され た団体 (8)一般社団法人、一般財団法人、公 益社団法人、公益財団法人 (9)その他、環境大臣の承認を得て機 構が適当と認める者 (10)地方公共団体(1)から(9)のい ずれかと共同申請者であって、(1)か ら(9)のいずれかと建物を共同所有 する場合に限る。
既存住宅の断熱リフォーム 支援事業 <トータル断熱> <居間だけ断熱>	次の公募は 令和7年9月上旬を予定	<トータル断熱> ●LED照明(共用部)集合住宅(全 体)。 ●LED照明の購入経費及び設置 に必要な工事に要する経費。 ●本事業における集合住宅(全体) の断熱改修と同時に、居住する建 物に付属している廊下・階段等(共 用部)の蛍光灯などLED照明以外 からLED照明へ変更する場合のみ LED照明器具が補助対象。	集合住宅(全体) 【補助率】 1カ所あたり見積書の金額と 24,000円のいずれか低い額の 1/3 【上限額】 (A)×(B)-(C)=LED照明の上 限額。但し、1カ所あたり8,000 円。 補助対象戸数…(A)、補助金上限 額15万円/戸(玄関ドアも改修す る場合は20万円/戸)…(B) 高性能建材(窓・玄関ドア)による 補助金…(C)	管理組合等の代表者、改修戸数は全 戸、改修箇所は住戸の共用部

※本資料は、各補助金の公募内容に基づいて作成しております。 ※紙面のスペースの関係上、受付終了日まで1週間となっている事業を除いて掲載。